

お知らせ

民事第20部（破産再生部）においては、令和2年5月11日から同月15日までの破産事件の債権者集会及び免責審尋期日の事務の取扱いについては、5月1日付けでお知らせしたとおりですが、同月18日から同月31日までの同集会及び同期日の取扱い並びに同月11日から同月31日までのその他の事務の取扱いにつき、以下のとおりお知らせいたします。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

令和2年5月11日から同月31日までの期間中、申立ての受付は通常どおり行いますが、緊急性のある事件を優先的に処理いたします。緊急性のある事件については、申立ての際、その事情をご説明下さい。

それ以外の事件については、今後、緊急事態宣言の発令後に受け付けていた事件から、順次処理を行っていく予定です。

2 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日

令和2年5月18日から同月31日までの期間中の破産事件の債権者集会及び免責審尋期日は、延期します。実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。

延期後の次回期日については、別表をご覧ください。

上記の例外的取扱いとして、この期間中に任務終了計算報告集会のみが指定されている事件については、期日を延期せず、集会を実施します。

3 民事再生事件の債権者集会及び意見聴取集会等

令和2年5月11日から同月31日までの民事再生事件の債権者集会及び意見聴取集会等の取扱いの詳細については、各事件の再生債務者代理人にお問い合わせ下さい。

連絡先電話番号

破産申立 03-3581-3483, 03-3581-3548

通常管財 03-3581-3492

特定管財 03-3581-3518

同時廃止 03-3581-3548

個人再生 03-3581-3491

通常再生 03-3581-3485

それ以外のお問い合わせ 03-3581-3482, 03-3581-3480

(別表) 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日の延期後の次回期日について

破産事件の債権者集会(任務終了計算報告集会のみが指定されているものを除く。)

及び免責審尋期日については、以下のとおり、12週間後に延期します。

延期後の次回期日の時間・場所は指定済みの期日と同じです。

(例) 5月20日午前10時、債権者集会場1で行われる債権者集会は、

8月12日午前10時、債権者集会場1に延期します。

(応当日が8月10日(山の日)となる5月18日は、8月11日とします。)

	指定済みの期日		延期後の次回期日
月	5月18日	→	8月11日
火	5月19日	→	8月11日
水	5月20日	→	8月12日
木	5月21日	→	8月13日
金	5月22日	→	8月14日
月	5月25日	→	8月17日
火	5月26日	→	8月18日
水	5月27日	→	8月19日
木	5月28日	→	8月20日
金	5月29日	→	8月21日